

【別紙3】

「周波数再編アクションプラン(平成 27 年 10 月改定版)(案)」に対する意見募集の結果及び御意見に対する考え方

[募集期間:平成 27 年 8 月 8 日(土)～平成 27 年 9 月 11 日(金)]

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方	反映の有無
1	<p><該当箇所> 第 2 章 各周波数区分の再編方針</p> <p><意見></p> <p>I. 335.4MHz 以下について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・88-108MHz については、FM 放送へ再編することを検討すべき。 <p>III. 470～960MHz 帯について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・755.5MHz-764.5MHz の ITS に関して、D2D LTE との互換性を持った通信方式を検討すべき。 ・ITS と 700MHz 帯 LTE のガードバンドの活用について、検討すべき。 <p>IV. 960MHz～2.7GHz 帯について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話システムの取り組みに賛成。 ・1710～1785、1805～1880MHz について、FDD-LTE 方式にて携帯電話に割り当てるよう周波数再編を進めるべき。 ・1880MHz～1920MHz について、TDD-LTE にて携帯電話に再割当てするよう周波数再編を進めるべき。 	<p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 なお、76MHzから95MHzまでの周波数帯については一定の要件の下、FM補完中継局を使用可能としています。</p> <p>御意見として、今後の割当ての参考とさせていただきます。</p> <p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p>

	<p>VI. 4.4～5.85GHz 帯について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5.2～5.3GHz 帯の屋外使用の検討に賛成。 ・5GHz 帯無線 LAN システムの将来のトラフィック増に対応するため、DSRC 等との共用を含めた、追加割当ての可能性の検討に賛成。 ・5470-5850MHz(W52 と W56 の間)の 120MHz と、5850-5925MHz について、無線 LAN へも割当てを検討すべき。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>5.2GHz～5.3GHz帯の屋外使用及びDSRCとの共用検討について、賛同意見として承ります。</p> <p>それ以外の御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p>
<p>2</p>	<p><該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針</p> <p><意見> I. 335.4MHz 以下について</p> <p>私は地上アナログテレビ放送で使っていた VHF 帯域携帯電話に使うべきです。それだけでなく今携帯電話の周波数が足りないと言っているからやるべきです。あのドコモでやっているノッティービー赤字で加入者も伸び悩んでいるサービスをいつまで続けるんでしょうか？周波数の無駄だと思います。早くサービスをやめるべきです。やっている意味がありませんよ。サービスを終了してその分の周波数も携帯電話に解放してやったほうが効率的です。私はテレビよりも携帯電話事業者にもっと周波数を割り当てていただきたいです。テレビ局は優遇されていると感じます。それだけでなくテレビ局は電波利用料をたいした払っていないのに携帯電話事業者、テレビ局その他公平に利用料を決めるべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p>

<p>3</p>	<p><該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針</p> <p><意見(要旨)> 無線機のデジタル化により2~3倍の周波数効率がよくなるとともに、周波数の用途を予め決める方式から、一般の人が使える周波数帯を決めて、大量生産ができる体制を作るべきです。</p> <p>概ね、400MHz帯と150MHz帯で12.5MHzの帯域を国民に解放したら、2000チャンネル分を国民が自由に使えます。</p> <p>公共用ブロードバンドを可能な限り広くとり、平時における固定電話の無線化や防災行政無線の戸別同報の機能も一緒に付けた端末(大きさは固定電話程度)を作れば大きく社会は変化します。この端末をテレビにもつなぎ新しいサービスを行うのです。</p> <p>携帯電話では大量生産されて安く生産されたように、固定電話の無線化も日本から世界に広めて行こうではないかと思うのです。</p> <p>端末の生産台数は1世帯に1個、会社、自動車等を含めれば1億2000万台以上あります。</p> <p>公共用ブロードバンドには優先度という概念で、国や地方公共団体の通信をふくそう時に優先して、一般国民の通信は、それよりかは落ちる優先度ですが、平時には普通に使えます。</p> <p>大規模災害で逃げるときにも、公共用ブロードバンドの端末を持って逃げれば集落の一体感は保てます。</p> <p>400MHz帯で概ね40MHzずつKDDIとソフトバンクに分配したら、公共用ブロードバンドも含めて競争が可能となります。</p> <p>公務員の頭は固いので、民間企業の知恵がないと通信が活性化しません。携帯電話も次第に勢いが衰えてきたので、切磋琢磨することで新たな知恵により無線を含めた通信を活性化する必要があると思うのです。</p>	<p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p>
----------	---	------------------------------------	-----------

	<p>そのためには総務省の意識を変えて、地方自治体(市町村等)に NTT の中・高齢者の社員を出向させて、NTT の不要になった人を救済するとともに、地方自治体も非常に長く公務員を雇わなくてもよくなります。NTT は相応の負担も行うが、地方自治体も楽になります。</p> <p>これにより NTT は活力を取り戻すし、地方公共団体も人口減少に耐えられる社会が来ると思うのです。</p> <p>残りの周波数は IoT 時代において置くが、無線機は大量生産しないと安くならないので悠長なことはできません。早急に決めて来年 5 月 31 日のデジタル化に間に合わさないといけません。</p> <p>その目的は国民に安い料金の提供や煩雑な手続き(免許手続き等)をしなくてもよい抜本的な規制緩和です。</p> <p>人口には限りがあるので、電波法の趣旨や電波法審査基準も抜本的に変える必要があると思うのです。</p> <p>※ 本文が 1000 文字を超えましたので、意見提出者が意見とともに提出いたしました要旨を掲載しております。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
4	<p><該当箇所 1> 第 1 章 背景・目的</p> <p><意見></p> <p>昨今、世界各国でロボットの開発競争が行われている状況において、飛行ロボット(小型無人機)、無人の建築・土木ロボットや農業用ロボット、屋内で使用される運搬・災害救助ロボットなどに安定した操作性能や高精細な画像伝送等を具備するためには、今後、更にロボット技術と通信技術の融合・拡大を加速させることが不可欠であり、このことにより、サービスや技術面での革新が図られ、国内産業・経済の活性化につながるものと考えております。</p> <p>特に、飛行ロボットにおきましては「空の産業革命」と言われており、そのサービス</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p> <p>その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし

や機能等の開発が進む中、本アクションプランにおいて、ロボットの活用などを含めた新領域への周波数割当や共用の整理が実行され、早急に運用されることが必要です。

弊社は、ロボットの活用などを含めた新領域への周波数割当や共用が実現されることで、近い将来、国内のロボット開発事業者に限らず、あらゆる産業の創意工夫により、生活に密着した、幅広いユーザーニーズに対応した多様なロボット等を活用したサービスが生まれるものと確信いたしております。

また、ロボットは超高齢社会や人口減少及び働き手不足などの問題解消に役立つことが想定されており、ロボットへの電波利用を拡大するとともに、安心・安全を基本とした運用面でのルールや規制も含めた環境整備を早急を実現し、今後、日本発の世界に先駆けたビジネスモデルや更なる技術革新を実現することが重要と考えます。

<該当箇所 2>

第 2 章 各周波数区分の再編方針

I. 335.4MHz 以下

基本的な方針 2

具体的な取組 ⑫

IV. 960MHz～2.7GHz 帯

基本的な方針 2

具体的な取組 ④

VI. 4.4～5.85GHz 帯

基本的な方針 3

具体的な取組 ③

今後取り組むべき課題 ⑤

VII. 5.85GHz 超

今後取り組むべき課題 ③

<意見>

現在、弊社では通信ケーブル敷設等において河川横断や谷越え・山越えなどのケーブル横断敷設箇所にドローン(小型無人機:移動型ロボット)を利用しており、更に、今後は敷設した既存の通信ケーブル設備等の保守・点検及び通信回線敷設エリアでの障害や災害発生時に、回線設備等の状況確認にドローンの利用を検討いたしております。

1. 国内で販売されているドローンの多くは、主に無線 LAN でも利用されている2.4GHz帯もしくは5GHz帯を利用し、本体操縦やカメラの遠隔操作及び画像伝送は可能ですが、制御範囲に距離的な限界(安定的には100メートル程度)があり、数百メートルの通信回線敷設への利用や往復1キロメートル(片道:約500メートル)程度の保守・点検には対応できない状況です。

また、都市部では公衆無線 LAN の帯域では、混信等による障害で操作不能になる可能性があり、安全性の面で大きな問題があります。

更に、一定のエリア内に同時に複数台の様々なロボットが起動し、且つ移動することが想定されるため個々のロボット間での混信等を防止するために、できる限り多くの周波数帯域が必要と考えます。

2. 都市部ではビル影や地方でも山や樹木等が影となり(地下街やトンネル内も同様)GPS電波がドローン本体で受信できず飛行ルートの設定は不可能であるため、手動による安定した遠隔操作と画像伝送を可能とするためには既存無線システムからの妨害や干渉を受けにくい周波数による制御を可能とすることが必要です。

3. なお、既にラジコン等で割り当てられている周波数や携帯電話に割り当てられている周波数帯との混信・干渉等による墜落事故や通信障害も防ぐ必要があるため、既存無線システムと区別した周波数帯の利用が必要と考えます。

4. また、携帯電話に利用されている周波数帯は、災害発生時には逼迫して利用できないことが十分に想定され、弊社が計画している当該被災地でのドローンによる通信障害箇所の特定や通信設備の迅速な保守・復旧を優先することが困難と

<p>今後取り組むべき課題 ②</p> <p>WiMAX を基とした方式から LTE を基とした方式に移行することに賛成します。 可能であれば 3GPP 標準化周波数に移行して展開すべきであると考えます。</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。 その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p>
<p>今後取り組むべき課題 ⑤</p> <p>動物検知システムと同一のプラットフォーム上に載せるか、携帯電話システムを間借りして通信するのが妥当であると考えます。</p>	<p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p>
<p>記載なき事項</p> <p>90～108MHz はコミュニティ放送・AM サイマル放送を問わず、FM ラジオ放送に割り当てるのが妥当であると考えます。</p>	<p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p>
<p>II. 335.4～470MHz 帯</p> <p>具体的な取組 ⑥</p> <p>単独デジタル化ではなく、最近用いられた IP 無線と称する携帯電話システムを間借りする方式の音声伝送サービスへの移行を支援するのが妥当であると考えます。</p>	<p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p>
<p>III. 470～960MHz 帯</p> <p>具体的な取組 ①</p> <p>環太平洋地域において LTE 方式携帯電話の標準周波数となりつつある 2.3GHz 帯への移行を反対します。</p>	<p>800MHz 帯 FPU の移行については、平成 24 年 4 月 17 日に施行した告示において、1.24GHz～1.3GHz 及び 2.33GHz～2.37GHz を移行先としているところであり、既に既存使用者において周波数移行が進められています。したがって、移行先を変更することは、既存使用者に大きな負担を強いることになるため困難です。</p>	<p>なし</p>
<p>具体的な取組 ②</p> <p>ホワイトスペースなどへの移行に賛成します。移行が容易になるよう、デジタルテレビジョン放送の更なるリパックを行うべきであると考えます。</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>	<p>なし</p>

<p>今後取り組むべき課題 ①</p> <p>200MHz 帯公共ブロードバンド通信システムとの差別化をどう行うのか、という展望を示していただきたく思います。</p>	<p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p>
<p>記載なき事項</p> <p>700MHz 帯における ITS の導入は国際協調の取れていないものであり反対します。</p> <p>同時にこの ITS は車間通信が基本となることから、773MHz 以下の一部帯域をアンペアバンドとしてであれば携帯電話への割り当てが可能であると考えます。</p> <p>600MHz 帯を携帯電話向けに転用する際、欧州・北米と歩みを合わせ、その時々に応じて最適な周波数定義で割り当てられることを希望します。</p>	<p>今後の割当てに当たっての参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p>
<p>IV. 960MHz～2.7GHz 帯</p> <p>具体的な取組 ①</p> <p>現在対応した移動機が数多く出回っている 1.8GHz 帯および、環太平洋地域で標準となりつつある 2.3GHz 帯の携帯電話での利用に賛成します。</p> <p>特に他の周波数帯における逼迫の解消が容易である 1.8GHz 帯の追加割り当てを強く希望します。</p> <p>欧州で進められているペアド L-Band の定義に、日本で用いられている Band21 の下り帯域が完全に収まるように、欧州における主管庁会議に対して働きかけを行うことを希望します。</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p> <p>その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p>
<p>具体的な取組 ②</p> <p>利用状況に応じて利用帯域の割り当てを縮減させるのが妥当であると考えます。</p> <p>同時に携帯電話などをアクセス回線として使った、固定電話サービスへの移行を促進するべきであると考えます。</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>	<p>なし</p>

<p>今後取り組むべき課題 ①</p> <p>地域 BWA の高度化を可能にすることに対し賛成します。しかし、現在 BWA は携帯電話のエコシステムに取り込まれつつあり、BWA という制度自体が電波の効率的な利用の妨げになっているのではないだろうか?と考えます。</p> <p>このため BWA という制度自体を解体し、(技術的にだけでなく)携帯電話の制度に取り込んでしまうことが妥当と考えます。</p> <p>V. 2.7～4.4GHz</p> <p>具体的な取組</p> <p>5.8GHz 帯無線 LAN の自由な運用を妨げる恐れがあるため、3.4GHz 帯 FPU の B バンドへの移行に反対します。</p> <p>VI. 4.4～5.85GHz 帯</p> <p>具体的な取組</p> <p>① 5GHz 帯無線 LAN の高度化</p> <p>賛成します。これ以外にも無線 LAN アクセスポイントの高出力化を認め、複数のチャンネルを利用して通信する製品であっても一のチャンネルを利用して通信する機器同様の電波強度を得られるようにするのが妥当と考えます。</p>	<p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>3.4GHz 帯音声FPU については、第4世代移動通信システムの導入のため、周波数再編アクションプラン(平成23年9月改訂版)において、B バンド(5850～5925MHz)又はD バンド(6870～7125MHz)に最長で平成34 年11 月30 日までに周波数移行することとされおり、既に既存使用者において周波数移行が進められています。したがって、移行先を変更することは、既存使用者に大きな負担を強いることになるため困難です。</p> <p>本改定案への賛同意見として承ります。</p> <p>その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p>
--	--	-------------------------------

	<p>VII. 5.85GHz 超 具体的な取組 ④</p> <p>左旋円偏波での超高精細度テレビジョンの正式放送が始まり次第右旋円偏波での超高精細度テレビジョン放送を終了し、右旋円偏波においては高精細度テレビジョン放送の高度化(多チャンネル化)に努めるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p>
<p>6</p>	<p><該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針</p> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISM帯においてLTEのプロトコルで通信する、いわゆるLTE-U方式での利用周波数についても、免許を割り当てを検討すべき。 ・世界一の無線LAN環境を目指すべく、LTE-Uと既存無線LANとのすみ分けを検討すべき。 4.4～5.85GHz帯のうち、既存無線LANでは使われていない帯域をLTE-Uに割り当てることを検討すべき。 ・例えば、14ch(2484MHz)や5.4GHz帯及び5.8GHz帯といった、既存無線LANでは使われていない帯域を、LTE-Uに割り当てることを検討すべき。 ・安価な海外製の通信モジュール・海外からの旅行者のスマートフォンユーザ向けに、GSM・W-CDMAの割り当てができないか検討すべき。 ・具体的には、GSM・W-CDMAについては「GSM-1900、GSM-1800、GSM-850、GSM-900、W-CDMAバンドI(2100)、WCDMA-バンドV(850)、W-CDMAバンドVI(800)、W-CDMAバンドIX(1700)」の中から、新たに割り当て可能なシステムを検討すべき。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p>

7	<p><該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針</p> <p><意見></p> <p>○ 5GHz 帯などについて 規制緩和は歓迎ですがペースメーカーの方がパラリンピックで海外から来る可能性があります。IH 炊飯器でペースメーカーがリセットされるということを聞いたことがあります。こういった無線機器も出力とペースメーカー利用者の位置に依存すると思われます。日本の店舗やオフィスは過密気味で場合によってはこのような事件が起こりえます。十分配慮した制度設計をお願いいたします。</p> <p>○ テレビ局の電波について テレビ局は24時間放送していないところが多いです。 そこで提案です。夜間に関しては通信に使ってはいかがでしょうか。 例:企業のデータ転送を暗号化した上で利用 例:個人のトラフィックを肩代わりするためにソフトウェアアップデートなどをテレビ局から配信</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p> <p>なし</p>
8	<p><該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針 V. 2.7GHz～4.4GHz 帯 具体的な取組</p> <p><意見> 当社ではこのアクションプランに基づいて、現在使用している3.4GHz帯音声STLを平成34年度に現行のSTLをMNバンドへの更新に向けての設備投資計画及び資金計画を行なっています。(案)の文書から平成34年11月30日の最長の期限が前倒しになると読み取れます。当社といたしましては、平成34年度にマスター設備、</p>	<p>今後の割当てに当たっての参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p>

	<p>スタジオ設備、STL を含めた全面更新での設備投資計画及び資金計画で行いたいので、最長である期限を平成 34 年 11 月 30 日としていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム群馬】</p>		
9	<p><該当箇所> 第 2 章 各周波数区分の再編方針</p> <p><意見> ラジオネットワークの強靱化に関する技術基準の検討を踏まえ、従来 AM モノラルのラジオ STLとして活用されていた 60MHz 帯域を狭帯域デジタル化し周波数を有効活用するとともに、MN 帯域への移行では回線見通しが悪く、無線回線を構築できない場合も考慮し、コミュニティFM、FM 補完中継局、AM ラジオ親局のラジオ STLなどに同帯域を広く活用できるような制度とすることが、電波の有効利用促進とラジオネットワークの強靱化に繋がると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ラジオ関西】</p>	<p>今後の割当てに当たっての参考とさせていただきます。</p>	なし
10	<p><該当箇所> 第 1 章 背景・目的 第 2 章 各周波数区分の再編方針</p> <p><意見> 本周波数再編アクションプランを進めることにより、電波が有効利用され、わが国の経済活性化につながることを期待できますので、アクションプランの案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社JVCケンウッド】</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>	なし

<p>11</p>	<p><該当箇所 1> 第 2 章 各周波数区分の再編方針 Ⅲ. 470MHz～960MHz 帯 具体的な取組 ①、②</p> <p><意見> 移動通信システムの利用拡大等に対応する基本方針に則り、放送事業者は 700MHz 帯の周波数再編の早期完了のために鋭意協力を行っております。移行先周波数での円滑な運用を担保いただくようお願いいたします。</p> <p><該当箇所 2> 第 2 章 各周波数区分の再編方針 Ⅲ. 470MHz～960MHz 帯 今後取り組むべき課題 ①</p> <p><意見> テレビ東京は、「電波政策ビジョン最終報告(案)」(平成 26 年 12 月)に対する意見募集(平成 26 年 12 月)でも述べたとおり、①一次業務である地上デジタルテレビジョン放送への混信防止措置を担保すること、②全国で約 3 万局の特定ラジオマイクが TVホワイトスペース等に移行運用を開始しており、新たなシステムが利用するには、制約があること、③ライセンスバンドにおける免許不要の無線システムの利用は、周波数を安全且つ確実に有効利用する観点から慎重な検討が必要であること、と意見提出しております。TVホワイトスペースの有効利用については、引き続き他国との地上デジタルテレビジョン放送の状況の違いを認識し、視聴者及び既存業務の保護を確実に行ったうえで、丁寧且つ慎重に検討する必要があると考えます。</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p> <p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p> <p>なし</p>
-----------	--	--	---------------------

	<p><該当箇所 3> 第 2 章 各周波数区分の再編方針 VI. 4.4GHz～5.8GHz 帯 具体的な取組 ①</p> <p><意見> ワイヤレス先進国として先導的な無線システムの導入と整備を行うため、この周波数帯での更なる有効利用を検討することは非常に重要であると考えます。なお、隣接周波数である 5.85GHz 帯超には同じく東京オリンピック/パラリンピックにて映像伝送を行う放送事業用 FPU 及び TSL、また放送信号を伝送する STL/TTL があると共に、特にテレビ東京では非常災害時等に重要情報を提供するため、報道用ヘリの映像伝送用 FPU としても使用しており、国民の生命、財産の保護に著しく寄与しています。従って、技術的検討におきましては、既存の隣接周波数システムの運用を確実に保護したうえで進めるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京】</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。 その他御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p>
<p>12</p>	<p><該当箇所> 参考2中「335.4MHz～714MHz 以下」の文末部分 なお、本周波数帯を使用する、「陸上・自営」の電波利用について、アナログ方式を採用している無線機器は、周波数の有効利用を図る観点から、デジタル化や狭帯域化を促進していくことが望ましい。</p> <p><意見> 「なお、本周波数帯を使用する、「陸上・自営」の電波利用について、アナログ方式を採用している無線機器は、周波数の有効利用を図る観点から、<u>より周波数利用効率の高い方式への置き換えを促進していくことが望ましい。</u>」と変更する。(変更部分を太字で強調した) (理由)</p>	<p>当該御意見については、平成 27 年6月 10 日に公表した「平成 26 年度電波の利用状況調査の評価結果」からの抜粋であり、今回の意見募集の範囲外ですが、御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p>

	<p>米国の Public Safety LTE をはじめとして「陸上・自営」の電波利用では LTE 方式を導入することが世界で検討され始めています。電波ビジョン懇談会の答申では公共ブロードバンドに LTE を導入することも示唆されています。この方式はアナログの狭帯域化や狭帯域デジタル方式よりも格段に周波数利用効率が高い上に、音声通信だけでなく、多様なデータ伝送サービスを提供できることは明らかです。</p> <p>仮に狭帯域デジタル方式への移行を行えば、10 年はその狭帯域システムを使うことになるでしょう。移行期間を考えれば LTE 方式の導入はさらに大幅に遅れるでしょう。周波数利用効率の向上のためには、狭帯域化・デジタル化を機が熟すまで保留して LTE に移行するような可能性も視野に入れて検討すべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
13	<p><該当箇所 1> 第 2 章 各周波数区分の再編方針 V. 2.7GHz～4.4GHz 帯 今後取り組むべき課題 ② VI. 4.4GHz～5.8GHz 帯 今後取り組むべき課題 ②(再掲)</p> <p><意見> 固定衛星業務と第 4 世代移動通信システムとの周波数共用は困難であり、また、3.6 GHz 以上においては、それ未満よりも多くの地球局等が運用されています。世界的にも、3.6-4.2、4.5-4.8 GHz の特定を支持している地域や国は少ないので、第 4 世代移動通信システムへのコストメリットだけでなく、国際商業宇宙市場の開拓の観点からも、先の APG 会合に中国と協同で提案した 4.4-4.5 GHz 帯と 4.8-4.99 GHz 帯を検討対象にしては如何かと考えます。</p>	<p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし

	<p><該当箇所 2> 第 2 章 各周波数区分の再編方針 V. 2.7GHz～4.4GHz 帯 今後取り組むべき課題 ③</p> <p><意見> 31GHz 以下は、国際的に固定衛星業務で密に使用しておりますが、移動業務との周波数共用は、過去の同様の検討結果から困難と予想されます。国際的にもアジアや欧州ではもっぱらこれらの周波数帯を検討対象から外していますので、我が国においても、より周波数共用の可能性が高く、かつ国際的にも協調でき、広帯域を確保しやすいと期待される周波数帯を中心に検討すべきと考えます。</p> <p><該当箇所 3> 第 2 章 各周波数区分の再編方針 VII. 5.85GHz 超 具体的な取組 ④</p> <p><意見> 本項記載の内容に賛同致します。</p> <p style="text-align: right;">【スカパーJSAT株式会社】</p>	<p>今後の割当てに当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>	<p>なし</p> <p>なし</p>
14	<p><該当箇所> 第 2 章 各周波数区分の再編方針 III. 470～960MHz 帯 今後取り組むべき課題 ①、②</p> <p><意見> 「③ 携帯電話システムに係る国際標準化団体である 3GPP において、LTE システム上に Public Safety 向けの機能を標準化するための作業が進められており、米国</p>	<p>PPDR用としての周波数利用については、200MHz帯において平時にも利用できる共同利用型公共無線システムの検討を進めることと</p>	<p>なし</p>

	<p>では FirstNet において、この LTE 技術の導入が進んでいる。我が国においても、これらの国際的動向も踏まえ、平時にも利用できる LTE を活用したシステムの導入について検討を推進する。」</p> <p>を追加する。</p> <p>(理由)</p> <p>電波政策ビジョン懇談会最終報告書(平成 26 年 12 月 26 日総務省)P15～P16④ 安心安全の確保のためのネットワークの多様化・多層化の内容を反映したものとす る。</p> <p>なお、本件に関連し、平成 27 年 1 月 16 日及び平成 27 年 6 月 26 日に、WRC-15 に向けた我が国の暫定見解(案)に係る意見の提出において、「非常災害時に、第 3 地域のみならず、世界で 1GHz 帯以下の PPDR 用周波数の共通化を可能とする」旨 意見提出をしております。</p> <p style="text-align: right;">【(個人(12 者連名))】</p>	<p>しており、改訂案については原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	
15	<p><該当箇所 1></p> <p>第 2 章 各周波数区分の再編方針</p> <p>I. 335.4MHz 以下</p> <p>II. 335.4～470MHz 帯</p> <p>III. 470～960MHz 帯</p> <p><意見></p> <p>上記周波数帯における今後の取り組みについて</p> <p>現在の使用状況とは異なる、高出力の空中波の導入が実現された場合、CATV サービスのご利</p> <p>用者様宅内で、これらの空中波の飛込みにより CATV 搬送波へ干渉を与える可能 性が考えられます。新たに高出力の空中波の導入を検討する際には、これらの可 能性の存在に対し、CATV ご利用者様への十分なお配慮をお願い致します。</p>	<p>御意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし

	<p><該当箇所 2> 第 2 章 各周波数区分の再編方針 IV. 960MHz～2.7GHz 帯 今後取り組むべき課題 ①</p> <p><意見> 日本ケーブルテレビ連盟が中心となり、業界が連携して「地域の公共の福祉の増進に寄与する」という地域 BWA の主旨の実現を目指したプロジェクトにのっとり、当社では自治体へ災害時の避難所における無線 LAN 開放を現在進めております。</p> <p>基地局設置や採算性に課題が多く抱えており、課題解決には十分な時間が必要となっておりまいます。</p> <p>「地域の公共の福祉の増進に寄与する」目的達成の為、自治体への交渉や構築期間の十分な確保、及び自治体への地域 BWA 制度の再周知や予算措置等についてご配慮をお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ZTV】</p>	<p>今後の割当てに当たっての参考とさせていただきます。 その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p>
<p>16</p>	<p><該当箇所 1> 第 2 章 各周波数区分の再編方針 IV. 960MHz～2.7GHz 帯 具体的な取組 ①</p> <p><意見> 「携帯電話の周波数需要に対応するため、現に 3GPP が策定している国際標準バンドと協調した周波数帯や ITU において当面確保すべき対象とされている周波数帯を優先的に確保することを念頭に、1.7GHz 帯や 2.3GHz 帯等の周波数帯について公共業務用の無線局等の既存無線システムとの周波数共用や周波数再編等に関する検討を進める。」との具体的な取組について賛同致します。</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>	<p>なし</p>

<該当箇所 2>

第 2 章 各周波数区分の再編方針

V. 2.7～4.4GHz 帯

今後取り組むべき課題 ②

<意見>

「3.6～4.2GHz 及び 4.4GHz～4.9GHz への第4世代移動通信システムの導入の実現に向けて、技術的な課題を整理して周波数ごとの取組の優先順位付けを行う」ことに賛同致します。

特に、弊社は当該帯域において衛星通信サービスを提供していることから、第4世代移動通信システムの導入における技術的課題とそれを克服する対策を整理し、取組の優先順位を設定するにあつては、固定衛星業務等の既存無線通信システムとの共用の可能性に関する検討を最優先事項としていただくことを希望します。

<該当箇所 3>

第 2 章 各周波数区分の再編方針

V. 2.7～4.4GHz 帯

今後取り組むべき課題 ③

<意見>

「第5世代移動通信システムについて、2020 年の実現を目指し、マイクロ波帯からミリ波帯を中心に候補周波数を検討するとともに、研究開発及び国際標準化を推進する」ことに賛同致します。

第5世代移動通信システムの候補周波数の検討にあつては、第5世代移動通信システムにおいて様々な利用用途に対応できるよう、マイクロ波帯・ミリ波帯のどちらかに偏ることなく各帯域にバランスよく、且つ第4世代移動通信システム以上の高速大容量通信が可能となる広帯域の周波数が確保されることを希望します。加えて、基地局設備および端末設備においてエコシステム化を可能とするため、世界無

本改定案への賛同意見として承ります。

その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。

なし

本改定案への賛同意見として承ります。

その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。

なし

線通信会議等の場を通じて、可能な限り国際ハーモナイゼーションが図られるように調整が推進されることを希望します。

<該当箇所 4>

第 2 章 各周波数区分の再編方針

VI. 4.4～5.85GHz 帯

具体的な取組 ①

<意見>

5GHz 帯無線 LAN システムの高度化検討について、東京オリンピック／パラリンピックにおける需要拡大や大容量コンテンツ(高品位映像等)の普及および携帯電話利用者のオフロード利用等による将来トラヒック増への対応を実現するためには、必須と考えます。特に、携帯電話ユーザにおける利便性向上の観点から、他の移動通信システムとの共用を促進する技術の検討は有益であることから、本方針に賛同致します。

また、「現在屋内使用に限定されている 5.2～5.3GHz 帯の屋外使用について、平成 27 年度中に無線設備の技術的条件の検討を行う」ことについては、直近の携帯電話利用者のトラヒック需要増大に対し、無線 LAN へのオフロード利用にも有効であると考えことから、賛同致します。

本改定案への賛同意見として承ります。

なし

	<p><該当箇所 5> 第 2 章 各周波数区分の再編方針 VI. 4.4～5.85GHz 帯 具体的な取組 ③</p> <p><意見> 「各種ロボットにおける電波利用の高度化のニーズに応えるため、既存無線システムとの周波数共用等を検討し、使用可能な周波数の拡大等を図る」点については、各無線システムの使用頻度等を踏まえた慎重な周波数共用検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>現在、情報通信審議会において、ロボットにおける電波利用の高度化に関する技術的条件に関して検討を行っております。</p> <p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし
17	<p><該当箇所 1> 第 2 章 各周波数区分の再編方針 I . 335.4MHz 以下 具体的な取組 ⑥</p> <p><意見> 市町村及び都道府県の 150MHz 帯防災行政無線について、デジタル方式への移行を推進するためには、周波数の使用期限の具体化について検討を進めるだけでなく、150/260/400MHz 帯業務用移動無線の周波数有効利用の検討状況等を踏まえ、「今年度中に具体的な使用期限を設定すること」を目標とすべきと考えます。</p>	<p>本文に記載のとおり、移行時期が未定の自治体に対して、導入経過年数を調査し、機器の更新時期等の明確化を促した上で、周波数の使用期限の具体化について検討を進めていきます。</p>	なし

<該当箇所 2>

第 2 章 各周波数区分の再編方針

I. 335.4MHz 以下

今後取組むべき課題 ②

<意見>

公共用としての当該周波数帯の利用率が低迷している一方、VHF 帯の公共・一般業務用陸上移動無線の周波数は枯渇傾向にあります。170MHz～202.5MHz のうち 170MHz～174MHz については世界的にも陸上移動業務用として利用されている帯域であり、多数のメーカーの既存無線機が存在します。170MHz～202.5MHz 帯の公共ブロードバンド移動通信システムの周波数共用条件、必要帯域幅等を検討していくなかで、同 4MHz 幅については日本においても狭帯域デジタルでの公共・一般業務用の割当可能性を検討に盛り込むべきと考えます。

<該当箇所 3>

第 2 章 各周波数区分の再編方針

II. 335.4～470MHz 帯

具体的な取組 ③

<意見>

市町村及び都道府県の 400MHz 帯防災行政無線について、デジタル方式への移行を推進するためには、周波数の使用期限の具体化について検討を進めるだけでなく、150/260/400MHz 帯業務用移動無線の周波数有効利用の検討状況等を踏まえ、「今年度中に具体的な使用期限を設定すること」を目標とすべきと考えます。

御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

なし

本文に記載のとおり、移行時期が未定の自治体に対して、導入経過年数を調査し、機器の更新時期等の明確化を促した上で、周波数の使用期限の具体化について検討を進めていきます。

なし

	<p><該当箇所 4> 参考1中「(2-5) 公共分野における緊急ライフラインや放送及び通信手段の確保」の部分</p> <p><意見> 公共分野においては世界的にもブロードバンド化のニーズが高まっています。米国をはじめ実際に LTE をベースとしたシステムの導入も進んでいます。国内外の大規模災害時の国際的救助活動における通信手段から、日々の警察・消防・救急活動及び公共分野における通信手段に至るまで公共分野における用途は幅広くあると考えます。我が国においても 170～202.5MHz 帯の検討だけではなく、3GPP における関連技術標準化の調査や具現化できる周波数帯域の検討など、国際標準化技術と導入動向を参考に公共 LTE (Public Safety LTE) の在り方について検討を開始すべきと考えます。</p> <p>また、現在世界的に利用されている狭帯域デジタル無線方式と LTE の相互互換性については、公共分野における用途では非常に重要な要求事項です。公共ブロードバンド無線通信システムの国内展開を促進させるためにはその技術的検討も進めるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【モトローラ・ソリューションズ株式会社】</p>	<p>当該御意見については今回の意見募集の範囲外ですが、御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p>
<p>18</p>	<p><該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針 IV. 960MHz～2.7GHz 帯 今後取り組むべき課題 ①</p> <p><意見> 弊社のメンバー局のうち株式会社シー・ティ・ワイと株式会社ケーブルネット鈴鹿は、WiMAX 方式により免許を受け、自治体等に通信サービスを提供しております。</p> <p>現在、弊社グループでは新規参入および高度化方式採用の検討を行っており、今</p>	<p>今後の割当てに当たっての参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p>

	<p>後も地域 BWA を活用して参りたいと考えております。なお、自治体とも調整中ですので、免許申請については、時間的な猶予をいただきたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社CCJ】</p>		
19	<p><該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針</p> <p><意見> I. 335.4MHz 以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ワイヤレス電力伝送システム ワイヤレス電力伝送システムの導入については、他の無線機器との共用や安全性を確保するための技術基準を策定するだけでなく、ワイヤレス電力伝送装置導入後の経年劣化も踏まえて、定期的に無線特性が技術基準を満たしていることを担保する仕組みが必要と考えます。 ○ ロボットにおける電波利用の高度化 既存システムと周波数を共用する場合は、既存システムを確実に保護するための技術的・運用上の検討を行い、適切なルールを策定することが必要と考えます。 ○ 200MHz 帯公共ブロードバンド移動通信システム 今後取り組むべき課題②に示された内容について賛同します。平時の利用が限定的と想定される公共無線システムについては、周波数有効利用の観点から、利用状況に応じて民間の電気通信システムとしても利用可能とすることを前提に検討を進めるべきと考えます。 <p>IV. 960MHz～2.7GHz 帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 携帯電話システム 具体的な取組に示された「携帯電話の周波数需要に対応するため、現に 3GPP が策定している国際標準バンドと協調した周波数帯や ITU において当面確保す 	<p>本改定案への賛同意見として承ります。 その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>現在、情報通信審議会において、ロボットにおける電波利用の高度化に関する技術的条件に関して検討を行っております。 御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>本改定案への賛同意見として承ります。</p> <p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p>

<p>べき対象とされている周波数帯を優先的に確保することを念頭に、1.7GHz 帯や 2.3GHz 帯等の周波数帯について公共業務用の無線局等の既存無線システムとの周波数共用や周波数再編等に関する検討を進める。」に賛同します。携帯電話トラフィックの増加に伴い周波数が逼迫しているため、速やかな割当てを希望します。特に、1.7GHz 帯は、既存業務との周波数共用を行いつつ、限定的な携帯電話システムでの利用を開始することも検討すべきと考えます。</p>	<p>その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	
<p>○ ロボットにおける電波利用の高度化(再掲) 既存システムと周波数を共用する場合は、既存システムを確実に保護するための技術的・運用上の検討を行い、適切なルールを策定することが必要と考えます。</p>	<p>現在、情報通信審議会において、ロボットにおける電波利用の高度化に関する技術的条件に関して検討を行っております。 御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし
<p>○ 地域 BWA の高度化 地域 BWA について、一定期間の見極めを行った後にも利用が拡大していない場合には、速やかに、当該帯域への全国システムの導入を検討すべきと考えます。</p>	<p>御意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし
<p>○ 被災者救助システム 被災者救助システムの検討においては、携帯電話システム自体が災害時の重要な通信インフラであることを踏まえた慎重な共用検討が必要です。さらに、それに加えて、当該システムの具体的な利用シーンを想定した、明確な運用条件等の整理が必要不可欠です。</p>	<p>御意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし
<p>V. 2.7～4.4GHz 帯</p>		
<p>○ 第 4 世代移動通信システム 既存無線局の移行に関し、今後、国際的に 3.5GHz 帯の携帯電話システムでの使用が拡大すると想定されることから、既存業務の運用への影響を最小限に抑えつつ、早期に第 4 世代携帯電話の導入が可能となるよう、既存業務の移行期限の前倒しを促進する方策を検討すべきと考えます。 また、3.6～4.2GHz 及び 4.4～4.9GHz への第 4 世代移動通信システムの導入の</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。 その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし

<p>実現に向けて、今後取り組むべき課題に示された内容に賛同いたします。早期の割当てに向けて、既存業務との周波数共用や共用促進技術の検討、国際的な利用動向の分析を進めるべきと考えます。</p>		
<p>○ 第 5 世代移動通信システム</p> <p>今後取り組むべき課題に示された内容について賛同します。今後、第 5 世代移動通信システムについて、国際標準化や研究開発が加速することが想定されるため、我が国としても積極的に取り組むべきと考えます。</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>	<p>なし</p>
<p>VI. 4.4～5.85GHz 帯</p>		
<p>○ 5GHz 帯無線 LAN の高度化</p> <p>5GHz 帯無線 LAN の高度化を検討することに賛同します。検討に際しては、無線 LAN 高度化を含め、5GHz 帯アンライセンusbバンドの利用に関する国際的な研究開発のトレンド、国際標準化の動向を意識しながら、柔軟な制度整備が進められることを期待します。</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>	<p>なし</p>
<p>○ ロボットにおける電波利用の高度化(再掲)</p> <p>既存システムと周波数を共用する場合は、既存システムを確実に保護するための技術的・運用上の検討を行い、適切なルールを策定することが必要と考えます。</p>	<p>現在、情報通信審議会において、ロボットにおける電波利用の高度化に関する技術的条件に関して検討を行っております。御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p>
<p>○ 第 4 世代移動通信システム(再掲)</p> <p>3.6～4.2GHz 及び 4.4～4.9GHz への第 4 世代移動通信システムの導入の実現に向けて、今後取り組むべき課題に示された内容に賛同いたします。早期の割当てに向けて、既存業務との周波数共用や共用促進技術の検討、国際的な利用動向の分析を進めるべきと考えます。</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>	<p>なし</p>
<p>VII. 5.85GHz 超</p>		
<p>○ 高マイクロ波帯やミリ波帯等の未利用周波数帯の利用促進</p> <p>基本的な方針に示された「電波の利用が進んでいない高マイクロ波帯やミリ波</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>	<p>あり</p>

	<p>帯等の未利用周波数帯の利用を促進するために、基盤技術や新たな電波利用システムの開発等を促進する」に賛同します。また、当該帯域は、第5世代移動通信システムとしても活用できると考えられることから、2.7～4.4GHz帯の今後取り組むべき課題③と同様の取り組みを推進することを希望します。</p> <p>その他</p> <p>○ ワイヤレス電力伝送システムの適切な運用ルールについて</p> <p>ワイヤレス電力伝送の実用化に向けて、様々な取組が行われていますが、同一帯域や隣接帯域で運用している既存の無線システムへ有害な干渉を与えないよう、技術基準策定だけではなく、運用において、基準が確実に遵守されていることを担保する枠組みが必要と考えます。今後の法制度整備の中でこれらの仕組み策定を着実に進めていただくことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>また、当該帯域については御意見のとおり第5世代移動通信システムの候補周波数の検討、研究開発及び国際標準化も検討されていることから、御意見を踏まえ追記します。</p> <p>本改定案への賛同意見として承ります。 その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし
20	<p><該当箇所></p> <p>第2章 各周波数区分の再編方針</p> <p>I. 335.4MHz 以下</p> <p>具体的な取組 ①</p> <p><意見></p> <p>弊社をはじめ民間において、プラグインハイブリッド車(PHV)及び電気自動車(EV)の普及を促進するために、自動車向けワイヤレス給電システムの早期実現に向け非接触給電技術の開発、および標準化に向けた検討を進めております。総務省殿におかれましては、引き続き、国際協調を図りつつ、実用化に向けた制度整備が着実に進められますよう、推進をお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【トヨタ自動車株式会社】</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>	なし
21	<p><該当箇所1></p> <p>第2章 各周波数区分の再編方針</p>		

<p>Ⅲ. 470～960MHz 帯</p> <p>基本的な方針</p> <p>具体的な取組 ①、②</p> <p><意見></p> <p>700MHz 帯における終了促進措置に関する実施状況の概要と確認の結果(平成 26 年度第 4 四半期、平成 27 年 6 月 5 日)によれば、FPU およびラジオマイクの移行完了は、目標の平成 26 年度末から、一年程度の遅れが生じております。</p> <p>700MHz 帯への携帯電話事業への割当は、APT700 に基づく国際的にもハーモナイズしたものであり、この帯域でのサービス開始は、世界最先端のモバイルブロードバンド環境の構築に欠かせないと考えます。700MHz 帯における終了促進措置をさらに強固に推進すべきと考えます。</p> <p><該当箇所 2></p> <p>第 2 章 各周波数区分の再編方針</p> <p>Ⅳ. 960MHz～2.7GHz 帯</p> <p>具体的な取組 ①</p> <p><意見></p> <p>国際的な周波数割当と協調して、1.7GHz 帯や 2.3GHz 帯の周波数帯を確保する取り組みを強く支持いたします。また 2.3GHz 帯では、欧州において既存業務との周波数共用の検討(LSA: Licensed Shared Access)が行われており、我が国での周波数再編でも参考になると考えます。</p> <p><該当箇所 3></p> <p>第 2 章 各周波数区分の再編方針</p> <p>Ⅴ. 2.7～4.4GHz 帯</p> <p>基本的な方針</p>	<p>今回のアクションプラン改定案とは直接関係がなく、意見募集の対象外ではありますが、御意見として、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>本改定案への賛同意見として承ります。 その他の意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p> <p>なし</p>
---	---	---------------------

<p><意見> 3.5GHz 帯への移動通信システムの導入のための環境整備を推進、および第5世代移動通信システムの研究開発等を推進する方針を強く支持いたします。</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>	<p>なし</p>
<p><該当箇所 4> 第2章 各周波数区分の再編方針 V. 2.7～4.4GHz 帯 今後取り組むべき課題②</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>	<p>なし</p>
<p><意見> 取り組みを支持いたします。特に世界無線通信会議(WRC-15)でより多くの周波数を IMT 用として特定することが重要と考えます。</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>	<p>なし</p>
<p><該当箇所 5> 第2章 各周波数区分の再編方針 V. 2.7～4.4GHz 帯 今後取り組むべき課題③</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>	<p>なし</p>
<p><意見> 第5世代移動通信システムの候補周波数を検討、研究開発及び国際標準化を推進する取り組みを支持します。なお本課題は、V. 2.7～4.4GHz 帯だけでなく、VI. 4.4～5.85GHz 帯でも共通と考えます。</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。 また、当該帯域については御意見のとおり第5世代移動通信システムの候補周波数の検討、研究開発及び国際標準化も検討されていることから、御意見を踏まえ追記します。</p>	<p>あり</p>
<p><該当箇所 6> 第2章 各周波数区分の再編方針 VI. 4.4～5.85GHz 帯 基本的な方針</p>		

<p><意見> 移動通信システム等の移動通信システムへの需要に対応した必要周波数を確保する方針を支持いたします。 また本帯域でも、第5世代移動通信システムの研究開発等を推進するべきと考えます。</p> <p><該当箇所 7> 第2章 各周波数区分の再編方針 VI. 4.4～5.85GHz 帯 今後取り組むべき課題②</p> <p><意見> 取り組みを支持いたします。特に世界無線通信会議(WRC-15)でより多くの周波数を IMT 用として特定することが重要と考えます。</p> <p><該当箇所 8> 第2章 各周波数区分の再編方針 VII. 5.85GHz 超 基本の方針</p> <p><意見> 世界無線通信会議(WRC-19)の新議題として、6GHz以上の周波数帯で第5世代移動通信システム用に IMT への周波数の特定を含めることが検討されています。本帯域についても、第5世代移動通信システム用の候補周波数として検討するとともに、研究開発及び国際標準化を推進するべきと考えます。 【エリクソン・ジャパン株式会社】</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。 また、当該帯域については御意見のとおり第5世代移動第通信システムの候補周波数の検討、研究開発及び国際標準化も検討されていることから、御意見を踏まえ追記します。</p> <p>本改定案への賛同意見として承ります。</p> <p>当該帯域については御意見のとおり第5世代移動第通信システムの候補周波数の検討、研究開発及び国際標準化も検討されていることから、御意見を踏まえ追記します。</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p>
---	--	-------------------------------

22	<p><該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針 IV. 960MHz～2.7GHz 帯 今後取り組むべき課題 ①</p> <p><意見> 本項目中の「一定の期間」については、「市町村との連携」及び「新規参入の促進の効果や成功事例の横展開に向けた取組等」の発現に相当の時間を要するものもあることを踏まえ、各地域や案件ごとの個別具体性を鑑みた十分な期間を確保するものとし、場合によっては一律にこだわらない運用とする等していただきたい。 【阪神ケーブルエンジニアリング株式会社】</p>	<p>今後の割当てに当たっての参考とさせていただきます。</p>	なし
23	<p><該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針</p> <p><意見></p> <p>1. 200MHz 帯の公共ブロードバンド移動無線システム帯域は、地上テレビジョン放送をデジタル化した際に生まれた 170～202.5MHz で帯域幅 32.5MHz の移動業務の中では非常に貴重な周波数帯と言えるものです。しかし、このシステムは技術的に課題も多く。特に隣接チャネル妨害には非常に弱いことが想定され、VHF帯でありながらガードバンドを片側 5MHz (6.25KHz の狭帯域デジタル方式では 800CH の利用が可能な帯域) を要し非常に周波数効率の悪い無線システムといえるもので、かつ、現行での無線局運用上も隣接局との混信妨害への対応等問題を抱えつつの実運用状態といえるもので、早急に解決に向けての研究開発を進めることを臨むものです。(参考 システム間所要離隔距離 都市部; 同一 ch2.8Km 隣接 ch0.7Km)</p> <p>2. 防災相互通信用無線の防災相互通信波の割当について、デジタル化への対応と運用上の課題(東日本大震災においては、ヘリと地上との連絡が確保されなか</p>	<p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし なし

	<p>った実例が生じた。)を含め早急な検討を臨むものです。</p> <p>3. 電気通信事業者のMVNOによる3G回線の携帯電話網利用のIP無線について、今後どのように政策的に進めようとしているのか、将来動向についても、きちっと記述すべきことを臨むものです。</p> <p>まとめ</p> <p>電波は国民の財産であり、人命・財産に関わるべきところを最優先に割当てべきなので、その基本に立ち電波行政の展開を図ることを臨むもので、特に極く最近においては、台風18号による鬼怒川の堤防決壊も発生しており、早急に「災害時における通信手段の在り方」等の研究会を群馬大 片田教授等の防災専門家を交えて立ち上げ、まとめることを強く臨むものです。</p> <p>また、災害立国日本としての役割は、災害に強い仕組みを構築し世界各国に働きかけることも重要な任務といえ、かつ、経済効果も期待出来るもので、その視点を念頭に置きつつ進めることを付け加えて置きます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今回のアクションプラン改定案とは直接関係がなく、意見募集の対象外ではありますが、御意見として、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p> <p>なし</p>
24	<p><該当箇所></p> <p>第2章 各周波数区分の再編方針</p> <p>V. 2.7~4.4GHz 帯</p> <p>今後取り組むべき課題④</p> <p><意見></p> <p>今後取り組むべき課題として“④ 基地局を介さず高信頼・低遅延で端末同士が直接通信を行う端末間通信(Device-to-Device:D2D)の実現に向けた研究開発を推進する。”とあるが、D2D機能は周波数帯に依存せず活用可能なものであるため、本周波数帯に限らないよう記述にご配慮いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【日本電気株式会社】</p>	<p>御意見のとおり D2D 機能は周波数帯に依存せず活用可能なものであることから、御意見を踏まえ追記します。</p>	<p>あり</p>

25	<p><該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針</p> <p><意見> 医療・ヘルスケア向けの無線システム規格である各種 Body Area Network(BAN)の需要が今後益々増大すると予想されます。これらの無線システムは 2.4GHz 帯 ISM バンドでの利用を想定する方が多い一方、2.4GHz 帯 ISM バンドには、無線 LAN や Bluetooth、Zigbee など、既存の無線規格が存在し、電波干渉の問題が懸念されます。医療・ヘルスケア向け BAN システムは、体調の急変時に緊急信号を送るメカニズムを有するため、電波干渉による通信品質の劣化や誤った情報の伝達は重大な危険を及ぼす可能性があります。</p> <p>そのため、米国においては 2012 年 FCC によって 2.36GHz-2.4GHz の 40MHz を Medical Body Area Network(MBAN)帯として規定され、欧州では 2014 年 2 月、CEPT が 2.4835GHz-2.5GHz を MBAN 帯とする勧告を出し、同勧告に基づき ETSI が MBAN 規格を 2014 年 11 月に発行しました。</p> <p>このように、欧州、米国においては 2.4GHz 帯 ISM バンドに隣接する周波数帯に MBAN 帯を規定する動きがあり、近い将来国内においても同様の MBAN 帯の規定が必要になる状況が出てくると予想されます。既に 2010 年 6 月のグローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース 電気通信市場の環境変化への対応検討部会「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」第 4 回会合において、NICT から米国の動きと 2.4GHz 帯 ISM バンドの必要性について意見が出されています。その後の医療・ヘルスケア向け生体センサや近距離無線通信システムの開発の実用化と IoT/M2M 等の関連市場の拡大を考慮すると、国内においても MBAN 帯の設定は急務です。</p> <p>2020 年東京オリンピックを控えて 2.4GHz 帯 ISM バンドの需要がひっ迫することが予想される上に、医療・ヘルスケア向け生体センサの市場が拡大し MBAN の需要も増えることから、電波干渉による影響が顕在化して大きな問題となる前に国内の</p>	<p>当該御意見については今回の意見募集の範囲外ですが、御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なし</p>
----	---	---

	<p>MBAN 帯の規定が必要で、具体的取組みのスケジューリングと着手を早急をお願いいたします。</p> <p>周波数帯を確保することで、ユーザーが安心して機器を使うことができるためにも、MBAN 帯の規定は必要な事項であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
26	<p><該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針</p> <p><意見></p> <p>1. 移動通信システムの周波数はひっ迫対策が必要であり、新たな周波数資源を開放するため、国際標準バンド(3GPP 等)と協調しつつ以下の方法による割当てを積極的に検討いただくことを要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FDD 方式において上下の周波数配置が非対称となる場合でも割当てを可能とすること ・TDD 方式において 10MHz 幅以上の未利用帯域があれば割当てを可能とすること ・他システムとの周波数共用を前提として割り当てること <p>我が国の移動通信トラフィック量は1年間で1.4倍程度の伸び率を示しており(※1-1)、今後もトラフィック量の激増が見込まれたため、更なる移動通信用周波数の確保等のひっ迫対策が必要と考えます。</p> <p>移動通信システムへの新たな周波数開放にあたっては、第一に国際標準バンド(3GPP 等)と協調することが、通信機器の開発、ひいてはユーザー利便の観点から重要であると考えます。また柔軟な周波数割当て方法の検討も必要と考えます。具体的には、FDD 方式において上下の周波数配置が非対称となる場合でも割当てを可能とすること、TDD 方式において 10MHz 幅以上の未利用帯域があれば割当てを可能とすること、他システムとの周波数共用を前提として割り当てることを積極的に検討していただくことを要望致します。</p>	<p>今後の割当てに当たっての参考とさせていただきます。</p>	なし

※1-1 情報通信統計データベース

(<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/tsuushin06.html>)

平成 26 年 6 月と平成 27 年 6 月の月間平均トラヒックの比較

2. 1.7GHz 帯は、携帯無線通信システム用に既に確保されている 10MHz 幅 (1744.9～1749.9MHz/1839.9～1844.9MHz) について早期の割当てを要望する。その他の 1.7GHz 帯についても、携帯無線通信システムへの上下非対称の割当てや、既存システム(公共業務)との共用による割当て等の検討を早期に推進するべき。

1.で述べた通り、我が国では今後トラヒック量の激増が見込まれ、更なる移動通信周波数の確保等の対策が必要と考えます。従いまして、携帯無線通信システム用に既に確保されている 10MHz 幅 (1744.9～1749.9MHz/1839.9～1844.9MHz) を早期に割り当ていただくよう要望致します。さらに、1.7GHz 帯のその他の帯域についても、携帯無線通信システム用に上下非対称の割当てや既存システム(公共業務)との共用等柔軟な方式で、割り当てることを早期に検討開始するべきと考えます。

諸外国においても柔軟な割当て方式が実施、検討されている例があります。例えば、韓国では、2013 年に、1.7GHz 帯において、携帯無線通信システムへの割当てを実施しました。この携帯無線通信システム周波数は、上りと下りが非対称の周波数幅で、インターネット経由での動画閲覧等利便性が高い下りの周波数がまとまっている柔軟な周波数配置となっています(※2-1)。欧米では、新規無線システムと既存公共業務システムとの共用方法として、LSA(Licensed Shared Access)/ASA(Authorized Shared Access)が検討されており、電波政策ビジョン懇談会最終報告書においても、我が国での導入の可能性が示唆されています(※2-2)。携帯無線通信システム用周波数の確保のために、これらの事例のような上下非対称の周波数配置や既存公共業務システム(我が国では 1.7GHz 帯の半分は公共業務で使用)との共用等柔軟な周波数開放について、我が国でも

今後の割当てに当たっての参考とさせていただきます。

なし

検討するべきであると考えます。

なお、携帯無線通信システム用周波数の候補の1つである東名阪地域以外への20MHz×2(1764.9～1784.9MHz/1859.9～1879.9MHz)の拡大(※2-3)等における新規割当ての際には、携帯電話事業者間の公正競争環境の確保が必要であるため、通常の周波数割当てプロセス(特定基地局の開設に関する指針案の意見募集、開設計画の認定の申請受付・審査・認定)に則って割り当てるべきであると考えます。

※2-1 2013年9月2日 KDB Daewoo Securities レポート

(<http://www.kbdw.com/bbs/maildownload/0904fc528051beba>)

※2-2 平成26年12月 電波政策ビジョン懇談会最終報告書 P.45～46

※2-3 平成25年度電波の利用状況調査の評価結果 P.5-1

3. 2.3GHz帯は、既存システム(公共業務・FPU等)との共用等による移動通信システムへの割当てを早期に検討すべき。

2.3GHz帯は、電波政策ビジョン懇談会最終報告書において、移動通信システムへの追加的割当てのために既存無線システムとの周波数共用検討等が必要となる周波数帯として挙げられています(※3-1)。一方、欧州では2.3GHz帯では、既存無線システムとの共用の仕組みとして、既存無線システムの使用頻度が少ない場合や使用される場所が限定される場合に別の目的の電波利用を許容する仕組みであるLSA(Licensed Shared Access)/ASA(Authorized Shared Access)の導入が検討されています(※3-2)。

以上のことから、1.で述べた移動通信用周波数のひっ迫対策のために、2.3GHz帯についても、諸外国の事例を参考にしつつ、既存システム(公共業務・FPU等)との共用等による携帯無線通信システムへの割当てを検討いただくことを要望致します。

加えて、2.3GHz帯はITUがIMT帯域に指定する国際標準バンドであり、かつ3GPPにおけるBand40でもあることを考慮し、アジアで我が国が移動通信をリードしていくためにも、我が国は2.3GHz帯を携帯無線通信システム用途とするべきで

今後の割当てに当たっての参考とさせていただきます。

なし

あると考えます。

※3-1 平成 26 年 12 月 電波政策ビジョン懇談会最終報告書 P.41

※3-2 同報告書 P.46

4. 第 4 世代移動通信システムへの割当てが予定されている 3400～3480MHz 帯の早期割当ての検討を要望する。また、当該帯域の一部を使用する既存無線局は速やかに周波数移行が完了するよう対策を実施するべきである。

第 4 世代移動通信システムは、平成 26 年に携帯電話事業者に対し 120MHz 幅の割当てが実施されましたが、残りの 80MHz 幅(3400～3480MHz)につきましても早期割当てを検討していただくことを要望致します。

3400～3480MHz 帯のうち、3400-3456MHz 帯については、電波の利用状況調査の評価結果にもある通り、音声 STL/TTL/TSL、音声 FPU 及び放送監視制御が使用しており(※4-1)、今回の周波数再編アクションプラン(平成 27 年 10 月改定版)(案)(以下「本アクションプラン(案)」といいます。)P.13において、最長で 2022 年(平成 34 年)11 月 30 日までに周波数移行することとしています。当該免許人の 35.7%がいまだ移行・代替・廃止の計画を有しておらず(※4-2)、周波数移行が進んでいない状況にあります。

この周波数移行を進めるために、音声 STL/TTL/TSL、音声 FPU 及び放送監視制御は移行先周波数が既に確保されていることから、現在の免許の再免許を認めず、かつ新たな免許の交付を停止する等の措置を講じるべきであると考えます。これら無線局免許の有効期間は電波法第十三条で定められている通り 5 年であることを考慮し、速やかに周波数移行が完了するよう対策を実施するべきであると考えます。

※4-1 平成 24 年度電波の利用状況調査の評価結果 P.4-13

※4-2 同評価結果 P.4-14 図表-全-2-10 システム別の移行・代替・廃止計画の状況

御指摘の周波数帯の取扱いは、平成 26 年の第 4 世代移動通信システム向け周波数の割当て後の動向等を踏まえて検討することが適当と考えます。

その他の御要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。

なし

5. 第4世代移動通信システム用周波数割当て(3.6~4.2GHz、4GHz~4.9GHz)については、国際協調しつつ速やかに検討を進めるべき。

1.で述べた通り、我が国では今後トラフィック量の激増が見込まれ、更なる移動通信用周波数の確保等の対策が必要と考えます。従いまして、本アクションプラン(案)P.13に記載の通り、第4世代移動通信システム用周波数(3.6~4.2GHz、4GHz~4.9GHz)について、国際動向と協調しつつ可能な限り多くの周波数帯の速やかな割当てを検討するべきと考えます。

6. 400MHz帯は、ITUがIMT帯域(450~470MHz)に指定する国際標準バンドであることから、移動通信システムとの共用を検討するべき。

400MHz帯(465.0375~465.15MHz、468.55~468.85MHz及び467~467.4MHz)は、ITUがIMT帯域(450~470MHz)に指定する国際標準バンドであり、3GPPにおけるBand31でもあることから、将来における移動通信用周波数のひっ迫を考慮し、移動通信システムとの共用を検討するべきと考えます。

また当該帯域に導入される業務用無線の高度化にあたっては、国際協調の観点から、グローバルで利用されているシステムが導入されるよう検討することを要望致します。

7. 700MHz帯ITSは、国際協調し5.8GHz帯へ移行するべき。

700MHz帯ITSは、国際協調し5.8GHz帯へ移行するべきであると考えます。D2D(Device-to-Device)通信は3GPP Release12にて標準化済みであり、今後車車間通信用途を含めて規格化される見込みでもあることから、700MHz帯ITSの利用帯域について、再検討の余地があると考えます。その際、ITS移行により空いた周波数は、移動通信の国際標準バンドであるBand28であるため移動通信用途とし、下りトラフィック用サブプリメントバンドとしての利用が望ましいと考えます。

本改定案への賛同意見として承ります。

当面、400MHz帯を使用する業務用無線のひっ迫状況から、我が国において450~470MHz帯にIMTを導入する予定はありません。

700MHz帯の電波は、物陰等にも回り込むなど広範囲に確実に情報を伝えられるという優れた伝搬特性を有しており、車両外部との無線通信を活用する協調型ITS(高度道路交通システム)の実現のために有効な帯域であることから、安全運転支援システムとして用いるための制度整備を実施済みであり、運用局の導入の動きも進んでいます。なお、ITSでの5.8GHz帯の今後の活用については、同周波数帯は既にDSRC(狭域通信)で利用されていること、また、ISM(産業科学医療用)バンドであることなどを考慮の上、必要に応じて、無線LANへの5.8GHz帯追加割当可能性の検討と並行して、関係者において所要の検討、対応が図られる必要があると考えます。

なし

なし

なし

8. 地上テレビジョン放送帯域については、国際的動向を踏まえて更に圧縮して52CH から 42CH(650MHz)以下に再度リパックし、空いた周波数を他のひっ迫したシステムへ割り当てる等周波数の有効利用を行うことが望ましい。

米国では、UHF 帯テレビ放送帯域のリパックにより、最大 120MHz 幅を移動通信用途へ開放することが見込まれています(※8-1)。また、WRC-15 に向けて、GSM-A、WP5D、カナダ等も同様に UHF 帯(470～694MHz または 470～698MHz)を移動通信用途で利用することを提案しています(※8-2)。

このように、地上テレビジョン放送のデジタル化等で空いた周波数を移動通信用途へ利用することが諸外国で進められており、国際ローミングやグローバル端末の観点から我が国においても移動通信用途での利用が望ましいため、地上デジタルテレビジョン放送(470～710MHz)の周波数開放を検討すべきであると考えます。

具体的には、地上デジタルテレビジョン放送は限られた周波数を有効活用できる SFN の利点を最大限活かし、この放送帯域を現行の 13CH～52CH(470～710MHz)から更に圧縮して 13CH～42CH(470～650MHz)以下に再度リパックし、空いた 10CH 分(650～710MHz)以上の周波数を他のひっ迫したシステムへ割り当てる等、周波数の有効利用を行うべきであると考えます。その際、空いた周波数はホワイトスペース等他の用途と共用するのではなく、単独の用途として利用することが望ましいと考えます。

※8-1 2014 年 6 月 2 日 FCC Report and Order P.453 Figure 23

(https://apps.fcc.gov/edocs_public/attachmatch/FCC-14-50A1.pdf)

※8-2 2014 年 8 月 8 日 ITU-R Joint Task Group 4-5-6-7 Chairman's Report Annex 1

9. 2GHz 帯衛星移動通信用周波数の有効活用を図るため、実用準天頂衛星システムも含めた衛星通信システムを早期に利用できるよう速やかに検討を進めるべき。

本アクションプラン(案)P.11 の「IV. 960MHz～2.7GHz 帯 具体的な取組 ③実

御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

なお、地上テレビジョン放送は、地形等の条件によりSFN(単一周波数ネットワーク)の利用ができない地域があることから現行のチャンネル配置が最善であると考えます。

なし

本改定案への賛同意見として承ります。

なし

用準天頂衛星システム等」において記載されている、「その他の2GHz 帯等における衛星通信を基本とするシステムについて、検討を行う」という取組に賛同致します。2GHz 帯衛星移動通信用周波数の有効活用を図るため、実用準天頂衛星システムも含めた衛星通信システムを早期に利用できるよう速やかに検討を進めるべきと考えます。

10. ロボット用の周波数については、ITU-R、3GPP 等で移動体通信用に標準化の進んでいる周波数帯域は避けるとともに、国際協調を図った上で利用帯域を決めるべきである。

1.で述べた通り、移動通信用周波数はひっ迫状態にあり、この確保を最優先すべきであることを考慮し、ロボットに使用する帯域については、ITU-R、3GPP 等で候補に挙がっている周波数帯は避けて考えるべきです。

また、ロボット技術は、国際社会に対して日本がリードできる分野であり、海外展開を視野に入れると、日本固有の周波数の利用は避けるべきであると考えます。公共の福祉を考慮し、国際協調を図った上で利用帯域を決めることを要望致します。

11. VHF-High 帯の公共ブロードバンド移動無線システムについては、国・地方公共団体以外の者でも全国単位の免許を取得して国・地方公共団体へ MVNO を行い、全国同一のシステムでより効率的な周波数の利用を可能とすることを推進していくことが公共の福祉に資すると考える。

VHF-High 帯(170～202.5MHz)の公共ブロードバンド移動無線システム(200MHz 帯広帯域移動無線通信システム)については、同じ周波数帯において防災機関や地方公共団体等が別々に異なる技術方式を用いるよりも、例えば国・地方公共団体以外の者が全国単位の免許を取得して全国ネットワークを整備し安定的にシステムを稼働させる役割を担い、地方公共団体等の防災機関等がこのネットワークを MVNO として利用するなどして、全国同一のシステムでより効率的な周波数の利用を可能とすることが国民全体にとって有益であると考えます。

現在、情報通信審議会において、ロボットにおける電波利用の高度化に関する技術的条件に関して検討を行っております。

御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

なし

なし

また、VHF-High 帯の公共ブロードバンド移動無線システムの技術基準においては、技術の進歩に合わせ新たな技術方式等を柔軟に導入していただくことが望ましいと考えます。

12. 無線 LAN 帯域の拡張にあたっては、国際協調を見据えて検討すべき。

5GHz 帯無線 LAN システムは、平成 21 年度～平成 23 年度の累計出荷台数が約 4,900 万台(※12-1)となる等爆発的に普及しています。また、5GHz 帯無線 LAN は、2020 年(平成 32 年)の東京オリンピック・パラリンピックも見据えた将来における新たな利用ニーズが予想されるため、チャンネルの帯域幅の拡大(40MHz 幅を 80MHz 幅・160MHz 幅へ拡大)による高速化や、国際動向を踏まえた周波数の拡張(5350～5470MHz/5725～5850MHz(※12-2))の検討がなされているところ

です。
一方欧米においては、無線 LAN 用の拡張帯域として、上記帯域の他に 5850～5925MHz 帯(※12-3)の利用が検討されています。周波数の拡張を検討するに際し、国際協調の観点から、我が国においても 5850～5925MHz 帯の無線 LAN での利用の可能性を模索すべきと考えます。

従いまして、5850～5925MHz 帯の放送業務での利用や固定通信システムの導入は、将来的な 5GHz 帯無線 LAN 用周波数の拡張の可能性を視野に入れつつ、慎重に実施されることを要望致します。

※12-1 平成 26 年 12 月 電波政策ビジョン懇談会最終報告書 P.9

※12-2 周波数再編アクションプラン(平成 25 年 10 月改定) P.13

※12-3 平成 26 年 12 月 電波政策ビジョン懇談会最終報告書 参考資料 22

13. BS 左旋円偏波による 12GHz 帯超高精細度テレビジョン放送・衛星放送の実用化にあたっては、中間周波数による既存システムへの混信防止を担保すべき。

以前、右旋円偏波による BS 放送を導入した際には、中間周波数において放送用受信設備(ブースター等)から携帯電話基地局等への混信により、無線通信に支障を及ぼす例が実際に発生しました。従いまして、BS 左旋円偏波による

御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

なし

ご指摘の点について、今後の実用化に当たっては中間周波数が既存無線システムに対し影響を与えることがないよう留意する必要があることから、御意見を踏まえ修正いたします。

あり

	<p>12GHz 帯超高精細度テレビジョン放送・衛星放送の実用化にあたっては、あらかじめ不要電波レベルを抑制するための仕組みについて検討する必要がある、干渉を防止できるよう放送機器設置のガイドライン等を策定するべきと考えます。また、実際の導入にあたっては、既存の免許人と十分な干渉調整を行うことを前提とし、さらに導入後に実際に干渉が発生した場合も、放送免許人等が中心となって対策するような体制が構築できるようあらかじめ検討しておくことを要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
27	<p><該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針</p> <p><意見></p> <p>1. 移動通信システムの周波数はひっ迫対策が必要であり、新たな周波数資源を開放するため、国際標準バンド(3GPP 等)と協調しつつ以下の方法による割当てを積極的に検討いただくことを要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FDD 方式において上下の周波数配置が非対称となる場合でも割当てを可能とすること ・TDD 方式において 10MHz 幅以上の未利用帯域があれば割当てを可能とすること ・他システムとの周波数共用を前提として割り当てること <p>我が国の移動通信トラフィック量は1年間で1.4倍程度の伸び率を示しており(※1-1)、今後もトラフィック量の激増が見込まれたため、更なる移動通信用周波数の確保等のひっ迫対策が必要と考えます。</p> <p>移動通信システムへの新たな周波数開放にあたっては、第一に国際標準バンド(3GPP 等)と協調することが、通信機器の開発、ひいてはユーザー利便の観点から重要であると考えます。また柔軟な周波数割当て方法の検討も必要と考えます。具体的には、FDD 方式において上下の周波数配置が非対称となる場合でも</p>	<p>今後の割当てに当たっての参考とさせていただきます。</p>	なし

割当てを可能とすること、TDD方式において10MHz幅以上の未利用帯域があれば割当てを可能とすること、他システムとの周波数共用を前提として割り当てることを積極的に検討していただくことを要望致します。

※1-1 情報通信統計データベース

(<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/tsuushin06.html>)

平成26年6月と平成27年6月の月間平均トラヒックの比較

2. 1.7GHz帯は、携帯無線通信システム用に既に確保されている10MHz幅(1744.9～1749.9MHz/1839.9～1844.9MHz)について早期の割当てを要望する。その他の1.7GHz帯についても、携帯無線通信システムへの上下非対称の割当てや、既存システム(公共業務)との共用による割当て等の検討を早期に推進するべき。

1.で述べた通り、我が国では今後トラヒック量の激増が見込まれ、更なる移動通信周波数の確保等の対策が必要と考えます。従いまして、携帯無線通信システム用に既に確保されている10MHz幅(1744.9～1749.9MHz/1839.9～1844.9MHz)を早期に割り当ていただくよう要望致します。さらに、1.7GHz帯のその他の帯域についても、携帯無線通信システム用に上下非対称の割当てや既存システム(公共業務)との共用等柔軟な方式で、割り当てることを早期に検討開始するべきと考えます。

諸外国においても柔軟な割当て方式が実施、検討されている例があります。例えば、韓国では、2013年に、1.7GHz帯において、携帯無線通信システムへの割当てを実施しました。この携帯無線通信システム周波数は、上りと下りが非対称の周波数幅で、インターネット経由での動画閲覧等利便性が高い下りの周波数がまとまっている柔軟な周波数配置となっています(※2-1)。欧米では、新規無線システムと既存公共業務システムとの共用方法として、LSA(Licensed Shared Access)/ASA(Authorized Shared Access)が検討されており、電波政策ビジョン懇談会最終報告書においても、我が国での導入の可能性が示唆されています(※2-2)。携帯無線通信システム用周波数の確保のために、これらの事例のよう

今後の割当てに当たっての参考とさせていただきます。

なし

な上下非対称の周波数配置や既存公共業務システム(我が国では 1.7GHz 帯の半分は公共業務で使用)との共用等柔軟な周波数開放について、我が国でも検討するべきであると考えます。

なお、携帯無線通信システム用周波数の候補の 1 つである東名阪地域以外への 20MHz × 2(1764.9～1784.9MHz/1859.9～1879.9MHz)の拡大(※2-3)等における新規割当ての際には、携帯電話事業者間の公正競争環境の確保が必要であるため、通常の周波数割当てプロセス(特定基地局の開設に関する指針案の意見募集、開設計画の認定の申請受付・審査・認定)に則って割り当てるべきであるであると考えます。

※2-1 2013 年 9 月 2 日 KDB Daewoo Securities レポート

(<http://www.kdbdw.com/bbs/maildownload/0904fc528051beba>)

※2-2 平成 26 年 12 月 電波政策ビジョン懇談会最終報告書 P.45～46

※2-3 平成 25 年度電波の利用状況調査の評価結果 P.5-1

3. 2.3GHz 帯は、既存システム(公共業務・FPU 等)との共用等による移動通信システムへの割当てを早期に検討すべき。

2.3GHz 帯は、電波政策ビジョン懇談会最終報告書において、移動通信システムへの追加的割当てのために既存無線システムとの周波数共用検討等が必要となる周波数帯として挙げられています(※3-1)。一方、欧州では 2.3GHz 帯では、既存無線システムとの共用の仕組みとして、既存無線システムの使用頻度が少ない場合や使用される場所が限定される場合に別の目的の電波利用を許容する仕組みである LSA(Licensed Shared Access)/ASA(Authorized Shared Access)の導入が検討されています(※3-2)。

以上のことから、1.で述べた移動通信用周波数のひっ迫対策のために、2.3GHz 帯についても、諸外国の事例を参考にしつつ、既存システム(公共業務・FPU 等)との共用等による携帯無線通信システムへの割当てを検討いただくことを要望致します。

加えて、2.3GHz 帯は ITU が IMT 帯域に指定する国際標準バンドであり、かつ

今後の割当てに当たっての参考とさせていただきます。

なし

3GPPにおけるBand40でもあることを考慮し、アジアで我が国が移動通信をリードしていくためにも、我が国は2.3GHz帯を携帯無線通信システム用途とするべきであると考えます。

※3-1 平成26年12月 電波政策ビジョン懇談会最終報告書 P.41

※3-2 同報告書 P.46

4. 第4世代移動通信システムへの割当てが予定されている3400～3480MHz帯の早期割当ての検討を要望する。また、当該帯域の一部を使用する既存無線局は速やかに周波数移行が完了するよう対策を実施するべきである。

第4世代移動通信システムは、平成26年に携帯電話事業者に対し120MHz幅の割当てが実施されましたが、残りの80MHz幅(3400～3480MHz)につきましても早期割当てを検討していただくことを要望致します。

3400～3480MHz帯のうち、3400-3456MHz帯については、電波の利用状況調査の評価結果にもある通り、音声STL/TTL/TSL、音声FPU及び放送監視制御が使用しており(※4-1)、今回の周波数再編アクションプラン(平成27年10月改定版)(案)(以下「本アクションプラン(案)」といいます。)P.13において、最長で2022年(平成34年)11月30日までに周波数移行することとしています。当該免許人の35.7%がいまだ移行・代替・廃止の計画を有しておらず(※4-2)、周波数移行が進んでいない状況にあります。

この周波数移行を進めるために、音声STL/TTL/TSL、音声FPU及び放送監視制御は移行先周波数が既に確保されていることから、現在の免許の再免許を認めず、かつ新たな免許の交付を停止する等の措置を講じるべきであると考えます。これら無線局免許の有効期間は電波法第十三条で定められている通り5年であることを考慮し、速やかに周波数移行が完了するよう対策を実施するべきであると考えます。

※4-1 平成24年度電波の利用状況調査の評価結果 P.4-13

※4-2 同評価結果 P.4-14 図表-全-2-10 システム別の移行・代替・廃止計画の状況

御指摘の周波数帯の取扱いは、平成26年の第4世代移動通信システム向け周波数の割当て後の動向等を踏まえて検討することが適当と考えます。

その他の御要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。

なし

5. 第4世代移動通信システム用周波数割当て(3.6~4.2GHz、4GHz~4.9GHz)については、国際協調しつつ速やかに検討を進めるべき。

1.で述べた通り、我が国では今後トラフィック量の激増が見込まれ、更なる移動通信用周波数の確保等の対策が必要と考えます。従いまして、本アクションプラン(案)P.13に記載の通り、第4世代移動通信システム用周波数(3.6~4.2GHz、4GHz~4.9GHz)について、国際動向と協調しつつ可能な限り多くの周波数帯の速やかな割当てを検討するべきと考えます。

6. 400MHz帯は、ITUがIMT帯域(450~470MHz)に指定する国際標準バンドであることから、移動通信システムとの共用を検討するべき。

400MHz帯(465.0375~465.15MHz、468.55~468.85MHz及び467~467.4MHz)は、ITUがIMT帯域(450~470MHz)に指定する国際標準バンドであり、3GPPにおけるBand31でもあることから、将来における移動通信用周波数のひっ迫を考慮し、移動通信システムとの共用を検討するべきと考えます。

また当該帯域に導入される業務用無線の高度化にあたっては、国際協調の観点から、グローバルで利用されているシステムが導入されるよう検討することを要望致します。

7. 700MHz帯ITSは、国際協調し5.8GHz帯へ移行するべき。

700MHz帯ITSは、国際協調し5.8GHz帯へ移行するべきであると考えます。D2D(Device-to-Device)通信は3GPP Release12にて標準化済みであり、今後車車間通信用途を含めて規格化される見込みでもあることから、700MHz帯ITSの利用帯域について、再検討の余地があると考えます。その際、ITS移行により空いた周波数は、移動通信の国際標準バンドであるBand28であるため移動通信用途とし、下りトラフィック用サブプリメントバンドとしての利用が望ましいと考えます。

本改定案への賛同意見として承ります。

当面、400MHz帯を使用する業務用無線のひっ迫状況から、我が国において450~470MHz帯にIMTを導入する予定はありません。

700MHz帯の電波は、物陰等にも回り込むなど広範囲に確実に情報を伝えられるという優れた伝搬特性を有しており、車両外部との無線通信を活用する協調型ITS(高度道路交通システム)の実現のために有効な帯域であることから、安全運転支援システムとして用いるための制度整備を実施済みであり、運用局の導入の動きも進んでいます。なお、ITSでの5.8GHz帯の今後の活用については、同周波数帯は既にDSRC(狭域通信)で利用されていること、また、ISM(産業科学医療用)バンドであることなどを考慮の上、必要に応じて、無線LANへの5.8GHz帯追加割当可能性の検討と並行して、関係者において所要の検討、対応が図られる必要があると考えます。

なし

なし

なし

8. 地上テレビジョン放送帯域については、国際的動向を踏まえて更に圧縮して52CH から 42CH(650MHz)以下に再度リパックし、空いた周波数を他のひっ迫したシステムへ割り当てる等周波数の有効利用を行うことが望ましい。

米国では、UHF 帯テレビ放送帯域のリパックにより、最大 120MHz 幅を移動通信用途へ開放することが見込まれています(※8-1)。また、WRC-15 に向けて、GSM-A、WP5D、カナダ等も同様に UHF 帯(470～694MHz または 470～698MHz)を移動通信用途で利用することを提案しています(※8-2)。

このように、地上テレビジョン放送のデジタル化等で空いた周波数を移動通信用途へ利用することが諸外国で進められており、国際ローミングやグローバル端末の観点から我が国においても移動通信用途での利用が望ましいため、地上デジタルテレビジョン放送(470～710MHz)の周波数開放を検討すべきであると考えます。

具体的には、地上デジタルテレビジョン放送は限られた周波数を有効活用できる SFN の利点を最大限活かし、この放送帯域を現行の 13CH～52CH(470～710MHz)から更に圧縮して 13CH～42CH(470～650MHz)以下に再度リパックし、空いた 10CH 分(650～710MHz)以上の周波数を他のひっ迫したシステムへ割り当てる等、周波数の有効利用を行うべきであると考えます。その際、空いた周波数はホワイトスペース等他の用途と共用するのではなく、単独の用途として利用することが望ましいと考えます。

※8-1 2014 年 6 月 2 日 FCC Report and Order P.453 Figure 23

(https://apps.fcc.gov/edocs_public/attachmatch/FCC-14-50A1.pdf)

※8-2 2014 年 8 月 8 日 ITU-R Joint Task Group 4-5-6-7 Chairman's Report Annex 1

9. 2GHz 帯衛星移動通信用周波数の有効活用を図るため、実用準天頂衛星システムも含めた衛星通信システムを早期に利用できるよう速やかに検討を進めるべき。

本アクションプラン(案)P.11 の「IV. 960MHz～2.7GHz 帯 具体的な取組 ③実

御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

なお、地上テレビジョン放送は、地形等の条件によりSFN(単一周波数ネットワーク)の利用ができない地域があることから現行のチャンネル配置が最善であると考えます。

なし

本改定案への賛同意見として承ります。

なし

用準天頂衛星システム等」において記載されている、「その他の2GHz 帯等における衛星通信を基本とするシステムについて、検討を行う」という取組に賛同致します。2GHz 帯衛星移動通信用周波数の有効活用を図るため、実用準天頂衛星システムも含めた衛星通信システムを早期に利用できるよう速やかに検討を進めるべきと考えます。

10. ロボット用の周波数については、ITU-R、3GPP 等で移動体通信用に標準化の進んでいる周波数帯域は避けるとともに、国際協調を図った上で利用帯域を決めるべきである。

1.で述べた通り、移動通信用周波数はひっ迫状態にあり、この確保を最優先すべきであることを考慮し、ロボットに使用する帯域については、ITU-R、3GPP 等で候補に挙がっている周波数帯は避けて考えるべきです。

また、ロボット技術は、国際社会に対して日本がリードできる分野であり、海外展開を視野に入れると、日本固有の周波数の利用は避けるべきであると考えます。公共の福祉を考慮し、国際協調を図った上で利用帯域を決めることを要望致します。

11. VHF-High 帯の公共ブロードバンド移動無線システムについては、国・地方公共団体以外の者でも全国単位の免許を取得して国・地方公共団体へ MVNO を行い、全国同一のシステムでより効率的な周波数の利用を可能とすることを推進していくことが公共の福祉に資すると考える。

VHF-High 帯(170～202.5MHz)の公共ブロードバンド移動無線システム(200MHz 帯広帯域移動無線通信システム)については、同じ周波数帯において防災機関や地方公共団体等が別々に異なる技術方式を用いるよりも、例えば国・地方公共団体以外の者が全国単位の免許を取得して全国ネットワークを整備し安定的にシステムを稼働させる役割を担い、地方公共団体等の防災機関等がこのネットワークを MVNO として利用するなどして、全国同一のシステムでより効率的な周波数の利用を可能とすることが国民全体にとって有益であると考えます。

現在、情報通信審議会において、ロボットにおける電波利用の高度化に関する技術的条件に関して検討を行っております。

御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

なし

なし

また、VHF-High 帯の公共ブロードバンド移動無線システムの技術基準においては、技術の進歩に合わせ新たな技術方式等を柔軟に導入していただくことが望ましいと考えます。

12. 無線 LAN 帯域の拡張にあたっては、国際協調を見据えて検討すべき。

5GHz 帯無線 LAN システムは、平成 21 年度～平成 23 年度の累計出荷台数が約 4,900 万台(※12-1)となる等爆発的に普及しています。また、5GHz 帯無線 LAN は、2020 年(平成 32 年)の東京オリンピック・パラリンピックも見据えた将来における新たな利用ニーズが予想されるため、チャンネルの帯域幅の拡大(40MHz 幅を 80MHz 幅・160MHz 幅へ拡大)による高速化や、国際動向を踏まえた周波数の拡張(5350～5470MHz/5725～5850MHz(※12-2))の検討がなされているところ

です。
一方欧米においては、無線 LAN 用の拡張帯域として、上記帯域の他に 5850～5925MHz 帯(※12-3)の利用が検討されています。周波数の拡張を検討するに際し、国際協調の観点から、我が国においても 5850～5925MHz 帯の無線 LAN での利用の可能性を模索すべきと考えます。

従いまして、5850～5925MHz 帯の放送業務での利用や固定通信システムの導入は、将来的な 5GHz 帯無線 LAN 用周波数の拡張の可能性を視野に入れつつ、慎重に実施されることを要望致します。

※12-1 平成 26 年 12 月 電波政策ビジョン懇談会最終報告書 P.9

※12-2 周波数再編アクションプラン(平成 25 年 10 月改定) P.13

※12-3 平成 26 年 12 月 電波政策ビジョン懇談会最終報告書 参考資料 22

13. BS 左旋円偏波による 12GHz 帯超高精細度テレビジョン放送・衛星放送の実用化にあたっては、中間周波数による既存システムへの混信防止を担保すべき。

以前、右旋円偏波による BS 放送を導入した際には、中間周波数において放送用受信設備(ブースター等)から携帯電話基地局等への混信により、無線通信に支障を及ぼす例が実際に発生しました。従いまして、BS 左旋円偏波による

御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

なし

ご指摘の点について、今後の実用化に当たっては中間周波数が既存無線システムに対し影響を与えることがないように留意する必要があることから、御意見を踏まえ修正いたします。

あり

	<p>12GHz 帯超高精細度テレビジョン放送・衛星放送の実用化にあたっては、あらかじめ不要電波レベルを抑制するための仕組みについて検討する必要があり、干渉を防止できるよう放送機器設置のガイドライン等を策定するべきと考えます。また、実際の導入にあたっては、既存の免許人と十分な干渉調整を行うことを前提とし、さらに導入後に実際に干渉が発生した場合も、放送免許人等が中心となって対策するような体制が構築できるようあらかじめ検討しておくことを要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【Wireless City Planning 株式会社】</p>		
28	<p><該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針 VI. 4.4～5.85GHz 帯</p> <p><意見> 5.8GHz 帯は既に ETC、ETC2.0 において利用されており、将来の高度運転支援システム・自動走行システムといった協調型 ITS の実現において、周波数利用の効率化の推進と拡張性の確保に資する新たな通信方式の導入に向けた技術検討は、周波数の有効利用の観点からも大変重要であるとする。 自工会としても本アクションプランの趣旨に賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本自動車工業会】</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>	なし
29	<p><該当箇所1> 第2章 各周波数区分の再編方針 I. 335.4MHz 以下 今後取り組むべき課題①</p>		

<p><意見> IPDC 技術を活用した V-Low におけるデジタルコミュニティ放送の実現に向けて、地域事業者が容易に活用できるよう法制度整備が行われることに期待します。</p> <p><該当箇所 2> 第 2 章 各周波数区分の再編方針 Ⅲ. 470～960MHz 帯 基本的な方針</p> <p><意見> ホワイトスペース有効利用の一つとして、エリア放送の高度化について促進されることを希望します。 また普及のためワンセグ端末の選局方式の統一化(もしくは API 公開)など、各機関への働き掛けが行われることを期待します。</p> <p><該当箇所 3> 第 2 章 各周波数区分の再編方針 Ⅲ. 470～960MHz 帯 今後取り組むべき課題②</p> <p><意見> 4K/8K のケーブルテレビ伝送路(RF,IP とも)での送信(再放送)についても実証実験を行い、研究開発が進むことを期待します。</p> <p><該当箇所 4> 第 2 章 各周波数区分の再編方針 Ⅳ. 960MHz～2.7GHz 帯 今後取り組むべき課題①</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p> <p>ワンセグ端末の選局方式の統一化については、アクションプラン改定案とは直接関係がなく、意見募集の対象外ではありますが、御意見として、今後の参考とさせていただきます。 その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>アクションプラン改定案とは直接関係がなく、意見募集の対象外ではありますが、御意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p>
--	--	-------------------------------

	<p><意見> 地域 BWA の高度化に伴い、地域情報配信・自治体での利用に有効である地域 BWA の更なる普及促進に期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ハートネットワーク】</p>	<p>本改定案への賛同意見として承ります。</p>	<p>なし</p>
<p>30</p>	<p><該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針 IV. 960MHz～2.7GHz 帯 今後取り組むべき課題①</p> <p><意見> 地方自治体の地域BWA利用については、年度予算との調整が必要となるため早くても1年以上先の話ししかできない状況にあります。</p> <p>実際、制度導入後にいくつかの地方自治体に企画を持ちかけているところですが、まだ関係各部署での認知が十分ではなく、地域BWA制度の説明から始めて具体的な用途の検討に入る段階で、利用の判断にはまだ時間がかかる状況にあります。</p> <p>また、審査基準で「免許の対象区域における地域の公共の福祉の増進に寄与するために実施しようとしている次のいずれかに該当するサービスの計画及び当該計画を確実に実施する根拠」を明らかにすることが求められていることが、地方自治体が事業に参加して、事業の成否に責任を負うかのような印象を与えて、地方自治体が消極的な動きになっている状況も見られます。</p> <p>一方で、地域BWAの実施に向けて基地局設備等の調達方法も検討していますが、高度化方式の機器類の取扱いは規模の大きな全国キャリア向けの市場となっており、調達数が数台～数十台の規模の小さい事業者が単独で調達しようとしても、現在の販売体制やソフトウェアのライセンス条件等に適合しない等の理由で、現状では機器の調達が困難な状況となっています。</p> <p>そこで、他の地域BWA実施予定者等と数量を取りまとめてメーカーと交渉してい</p>	<p>今後の割当てに当たっての参考とさせていただきます。 その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>なし</p>

	<p>ますが、それでも十分な規模とならないため、価格やライセンス条件、契約書の見直し作業などにまだ時間を要する状況となっています。</p> <p>このような状況から、周波数再編の議論までには2年間程度の時間的猶予をお願いし、併せて地方自治体に制度の周知や具体的な利用例の例示等の啓発をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【エリアポータル株式会社】</p>		
31	<p><該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針 IV. 960MHz～2.7GHz 帯 今後取り組むべき課題①</p> <p><意見> ケーブルテレビ業界は、「ケーブル・プラットフォーム構想」の考え方にに基づき、従来のように個別事業者だけの対応ではなく、日本ケーブルテレビ連盟が中心となり、業界が連携して「地域の公共の福祉の増進に寄与する」という地域 BWA の趣旨の実現を目指した「ケーブルテレビ地域 BWA 推進プロジェクト」を表明し、その取り組みを進めているところです。</p> <p>当プロジェクトの推進に当たっては、単年度予算である地方公共団体における議会承認などの手続き等を考慮すると、少なくとも 2 年間程度の猶予は必要としました。</p> <p>連盟では本プロジェクトを進めていますが、自治体の予算が確保できない事例や、サービスエリアを自治体全域とすることを前提とされるなど、ケーブルテレビ事業者としての採算性に課題が生じており、課題解決に向け自治体対応を続けている事業者が多く存在しています。</p> <p>「地域の公共の福祉の増進に寄与する」と言う地域 BWA の目的を達成するためには、自治体からの支援が不可欠であることから、現在ケーブルテレビ事業者から働きかけを行っている自治体での更なる検討期間を考慮し、参入動向の見極めに十</p>	<p>今後の割当てに当たっての参考とさせていただきます。 その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし

	<p>分な期間を確保されると共に、自治体への地域 BWA 制度の再周知や予算措置等についてご配慮を頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本ケーブルテレビ連盟】</p>		
32	<p><該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針 IV. 960MHz～2.7GHz 帯 今後取り組むべき課題①</p> <p><意見> 地域 BWA は高度化の制度整備をうけて、今、既存の免許人、新規参入、どちらも高度化での事業を開始すべく作業を進めています。 地域 BWA 事業者は地方の中小規模の事業者が多く、地方自治体との連携の中で全国事業者がサービスエリアとしていないエリアの補完サービスを行うことを依頼されるなど、全国事業者のようなスピード感ある事業展開は不可能です。 今、徐々にではあるが事業計画を立て、自治体との話し合いを進めており、ここに来て、高度化による免許を取得し、地域 BWA 事業も少しずつ立ち上がってきております。 「一定の期間をとって見極め」については、引き続き時間的な猶予をもって、進捗状況を見ながら今後についての検討、ご配慮を戴きたいと思っております。</p> <p style="text-align: right;">【地域WiMAX推進協議会】</p>	<p>今後の割当てに当たっての参考とさせていただきます。</p>	なし
33	<p><該当箇所> 第2章 各周波数区分の再編方針 IV. 960MHz～2.7GHz 帯 今後取り組むべき課題①</p> <p><意見> まず、地域 BWA の趣旨に基づき、昨年8月の土砂災害を受け、自治体に対して防</p>	<p>今後の割当てに当たっての参考とさせていただきます。</p>	なし

<p>災情報の多元的配信を行うためネットワークの強靱化として地域 BWA の提案を行いました。</p> <p>しかし、昨年提案時点では、次年度の予算枠が決められており、地域 BWA の具体的な活用や利便性が不透明の中、追加処置を行ってまで導入いただくような協議・交渉まで至ることが出来ませんでした。</p> <p>自治体に対しては、継続して新しい提案や協議を進めていましたが、自治体側の動きに合わせては物事が進まないため、本年9月より自治体へ提案した内容の一部(防災行政無線をケーブルテレビの伝送を通して、宅内に設置した音声告知端末へ放送)を、自治体の予算に頼らず、親会社主導のもと、自ら(グループ会社含む)サービスを開始致しました。</p> <p>自ら動くことで自治体に対し具体的なイメージを与え、少しずつでも実績を出していくことで、これまで提案してきた内容を再度ご理解いただき、交渉を続けていきたい考えです。そのような活動を進めていく中、やっと自治体との関係も構築できてきており、現在、自治体からデジタルデバイド解消に、地域 BWA も利用可能かなどの声が聞こえてくる状況までになりました。</p> <p>よって、地域 BWA を実現してくためには、自治体の予算編成のタイミングも考慮し、2年程度の時間的猶予と各自治体に対して地域 BWA の再周知および予算的措置をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ふれあいチャンネル】</p>	<p>その他の要望につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
--	---------------------------------------